

国立中央図書館の電子情報サービス及び保存

韓国国立中央図書館
主題情報課
パク・ソンチョル(朴 成喆)
sungc@mct.go.kr

目 次

- 1 . 序論
- 2 . 国立中央図書館の電子情報サービス
情報奉仕室
デジタル資料室
国家電子図書館
- 3 . 電子情報の保存
OASIS

1 . 序論

情報資源の生成が、アナログからデジタル電子情報へと移行し増加するにつれて、利用者の電子情報に対する要求も増加した。国立中央図書館はこのような要求に応じるために、段階的な電子情報収集利用サービスを推進して来た。図書館情報ネットワーク構築、国家電子図書館の構築運営、図書館情報化総合推進計画と連携して、最終的に 2008 年完工の国立デジタル図書館においてすべての力が集約されるだろう。

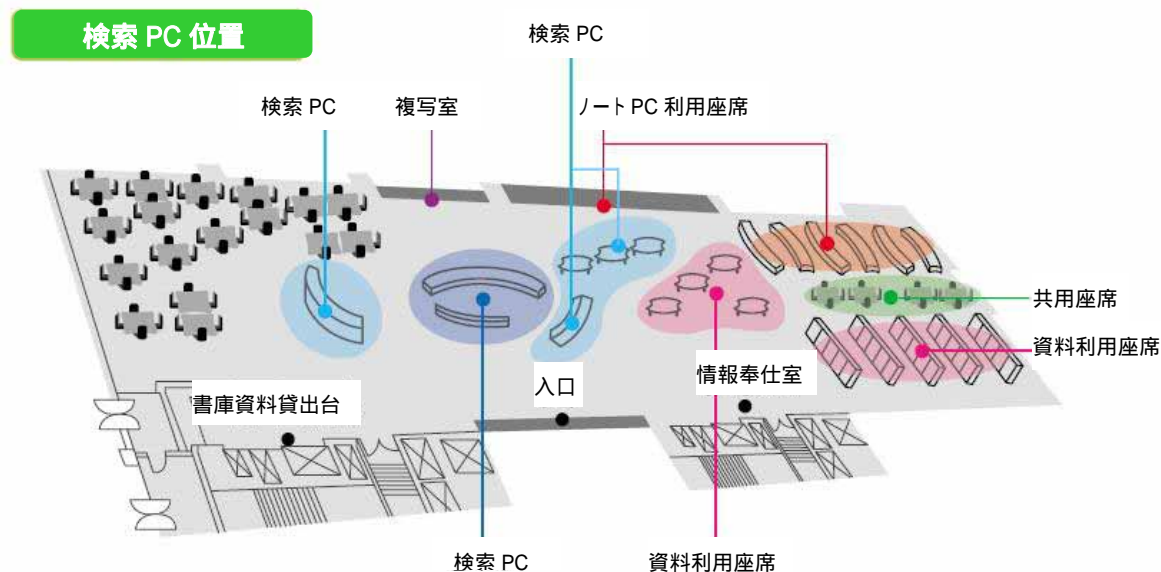
ここでは、国立中央図書館に納本、購入、独自の DB 構築を通じて蓄積された電子情報の利用サービスと保存について紹介する。

2 . 国立中央図書館の電子情報サービス

国立中央図書館の電子情報サービスは、インターネット環境で提供するホームページと国家電子図書館、物理的環境である 1 階の 情報奉仕室、5 階のデジタル資料室が、並行して成り立っている。現在図書館内で行っている電子情報サービスは、2008 年 12 月に完成する国立デジタル図書館で具体化するインフォメーションコモنزの基礎となるだろう。

情報奉仕室

国立中央図書館 1 階に位置する情報奉仕室は、2006 年 7 月 31 日 “2006 年世界図書館情報大会 (WLIC)” 準備のためにリモデリングし、新しく開設された。情報奉仕室は書誌資料、辞書など各種参考図書を備え、図書館利用案内、所蔵情報検索、原文 DB 出力及びレファレンスサービスを提供する。利用時間は、平日 (月～金曜日 9:00～23:00) と週末 (土、日曜日 9:00～18:00) で分けている。全体座席数は 236 席である。



有/無線 LAN ノート PC 座席 (110 席) : 最近、個人のノート PC を持ち込んで図書館を使う利用者が増加していることにより、有/無線インターネットを使うことができる座席を大幅に増加した。

資料検索 PC (10 台) : 利用者が必要とする図書館所蔵資料の検索と、利用可能な資料室の案内が得られる。

ウェブ DB 及び原文 DB 検索用座席 (12 席) : デジタル資料室でサービスする学位論文 DB、国内学術 DB を検索する。出力も可能である。

弱視用座席 (2 席) 障害者用 (2 席) : 老弱者及び障害者のための専用座席。

利用者座席 (100 席) : 国立中央図書館利用資料を予約 (来館、またはインターネット使用) して、資料室利用時間が終わった 18 時から 23 時まで、情報奉仕室夜間図書館サービスを利用することができる。

デジタル資料室

国立中央図書館 5 階に位置するデジタル資料室は、1993 年、電子図書室設置を契機に電子情報サービスを始めた。1996 年、2001 年にリモデリングを経てデジタル資料室に名称を変え、本格的な情報サービスを開始した。

総面積 2,047 坪中、閲覧スペースは 422 坪 (書庫 : 1,562 坪、事務室 機械室 : 63 坪)

であり、資料貸出管理はコンベヤーシステムで、座席管理は図書館座席予約システム（E-LIBRARY）そして PC 管理は Net Helper（ハード保安）ネットワークで行う。

デジタル資料室は、オンライン情報を提供する電子図書館機能と各種マルチメディア資料を利用することができる機能を備えてサービスを提供しており、利用目的によってオンライン情報利用コーナー、マルチメディア資料利用コーナー、フリー利用コーナーに区分されている。

オンライン情報利用コーナーでは、マルチメディア、インターネット、データベース、資料編集、ノート PC 利用が可能であり、総 108 席の座席を座席予約システムで予約後、利用することができる。ノート PC コーナー（3 時間）を除くすべてのコーナーの最大利用時間は 2 時間であり、座席予約後 15 分以内に利用されない席は自動的に予約を取消システムを運用する。

マルチメディア資料利用コーナーでは、LAB、VTR、LDP、CD-I、DVD を利用する。総 51 席で、利用者は所蔵資料検索 PC で求める資料を検索して申し込む。各コーナーの利用時間は 3 時間である。DVD と CD-ROM 資料は、座席予約システムで資料を予約した後、利用することができる。

フリー利用コーナーでは、映画、音楽、衛星放送を視聴することができ、リアルタイム資料と無線インターネットを使用することができる。総 117 席であり、総合映像資料室 58 席、衛星放送受信 24 席、リアルタイム資料室 18 席、無線インターネット 17 席で、利用者は予約の過程を経ることなく利用することができる。

障害者のためにマウスティック、ヘッドポスト、タイピング補助道具（2 種）、トラベルマウス、ジョイスティックマウス、手のひらマウス、分離型キーボード（2 種）、拡大キーボード、腕支持台を準備し置いている。

国家電子図書館（www.dilibrary.go.kr）

国家電子図書館は、国立中央図書館が構築した電子情報と主要機関の構築した電子情報を、インターネットを通じてサービスすることで、国民にいつでもどこでも目録情報は勿論、抄録、本文まで提供することを目的にしている。現在の参加機関は、国会図書館、法務院図書館、韓国科学技術院科学図書館、韓国科学技術情報研究院、韓国教育学术情報院、農村振興庁農業科学図書館、国家知識ポータルである。

国家電子図書館に構築された電子情報のなかで、民間商用 DB である、原文 14,637 冊、記事 407,231 件は、283 の公共図書館の指定された PC において無料で利用されている。

3 . 電子情報の保存

我が国では、ウェブを通して提供されている電子情報とファイル形態などで生産されている資料の場合、納本対象のあいまいさ、現在発行されている図書との重複による補償金

問題、デジタル資料の納本方法などの理由により、デジタル資料の納本が確立していない。デジタル資料の納本を実現するために、対象資料の種類・部数と、その手順及び補償に関して必要な根拠を用意し、現行納本関連法である「図書館法」とは別の「デジタル資料納本及び利用に関する法律」を制定するために、現在、法案作成と、公聴会などを通じて多様な意見を反映してデジタル資料納本のための制度的な仕組みを作る準備を行っている。

推進中の「デジタル資料納本及び利用に関する法律」の主な内容

1. 目的

デジタル資料を収集・保存し、これを効率的に利用するために必要な事項を規定して、国家の文化遺産を伝承し、国民の情報活用能力を高める基盤を用意することで、国家及び社会の文化発展に貢献することを目的とする。

2. デジタル資料の定義

- “デジタル資料”は、情報の保存、利用、伝達を目的として、デジタル形態（テキストファイル、PDFファイル、画像ファイル、その他これに相応するフォーマットのファイル）で製作、処理されたインターネットホームページなどのウェブ文書等すべての媒体と規定。
- “デジタル形態の概念は、図書館法第2条第2項に規定された電子資料（電子出版物）は除く。

3. デジタル資料管理委員会の設置及び構成

- デジタル資料の収集、利用に関する主要政策を策定、審議、調整するために、文化観光部にデジタル資料管理委員会を置く。

4. 国立デジタル図書館の設置及び運営

- 国立中央図書館長所属のもとに、本法の定めるところにより、デジタル資料を収集・保存し、これらを利用するサービスを効率的に提供するための国立デジタル図書館を置く。

5. デジタル資料の納本

- 国内でデジタル資料をオンライン出版した者は、大統領令が定める手順により、国立中央図書館に当該資料を納本しなければならない。国立中央図書館はデジタル資料を納本した者に、その資料に対する正当な補償をしなければならない。
- 納本対象資料の種類・部数や、その手順及び補償に関して必要な事項を大統領令として定める。

6. 納本の方法

- デジタル資料をオンライン出版したものは、当該デジタル資料を国立中央図書館に送信するか、記録媒体に固定して納本するように規定する。
- 国立中央図書館は、納本対象デジタル資料に関しては、自動収集ソフトウェアによって直接収集することができ、保存のための複製を許諾される。

また、デジタル資料納本の中心的な役割のために、国立デジタル図書館の建設を推進中である。これとは別に、ウェブで生成された資料の収集・利用・保存のために、デジタルアーカイブ (Digital Archive) を目的とする OASIS を運営している。

OASIS (Online Archiving & Searching Internet Sources) : <http://www.oasis.go.kr>

国立中央図書館の電子資源収集に関連して、去る 2004 年 10 月、第 8 回韓国・日本の国立図書館業務交流時に、韓国で推進しているウェブ資源収集・保存事業を発表したことがある。2004 年度は国立中央図書館がウェブ資源収集・保存事業を始めた初年度で、海外国立図書館の経験と事例を集めている最中の年であった。特に、当時の日本の国会図書館における WARP プロジェクトの、著作権所有機関の収集・保存に対する利用許諾手続きは、現在、国立中央図書館のウェブ資源収集・保存プロジェクトである OASIS に適用している。OASIS は、Online Archiving & Searching Internet Sources の略語で、2006 年に開発したデザインロゴの“O”部分はコンピュータの入出力 (I/O) の形状化でありながら、知識 (本) を抱える保存の意味を表している。国立中央図書館の OASIS プロジェクトは、世界各国で推進中のウェブ資源収集・保存プロジェクトと同様に、大韓民国のデジタル知識遺産を収集・保存して、未来世代に伝承しようとするものであり、2008 年国立デジタル図書館開館に備えての多様なウェブコンテンツ確保にその目的を以て、2004 年 1 月から推進中の事業である。

- ウェブ資源の選択的収集

大韓民国のウェブアーカイビングのためのアクセス方法は、基本的に資源に対する選択的収集方式を取り入れている。現在国立中央図書館で収集しているオンラインデジタル資源の類型は、大きく分けてウェブサイトとウェブ個別デジタル資源の二つの類型で、既に決められた収集指針によって選択的に収集しており、漸次、動映像、イメージ、オーディオ等に収集対象を拡大して行く計画である。収集対象であるデジタル資源の中には既に印刷物の形態で存在しているものがあり重複収集の問題が内在しているが、現在は重複の有無とは関係なく、収集指針に合致すれば収集対象としている。

- OASIS の収集対象と指針

収集対象資源の選定は、現在または未来の情報要求に奉仕する有用性、著作者の評判、提供された情報の唯一性、学術的内容、情報の最新性、アップグレードの頻度、アクセスの容易性等で判断している。収集対象デジタル資源が国家的保存資源として選定されるためには、韓国と関連した社会、政治、文化、宗教、科学または経済的に重要な主題であり、韓国の著者によって書かれたものでなければならない。または、国内の著名な大学教授や大学の研究員など、権威ある韓国人によって書かれたものや、国の内外において当該学問分野に寄与したものでなければならない。OASIS の主要資源の収集対象の事例としては、

国会議員選挙、新行政首都など最近の 이슈 になっているデジタル資源のうち、最新性、稀少性、有用性を判断し、収集 / 保存価値が高いデジタル資源、国際的な名声と権威ある機関から評価されたジャーナルなどを収集対象としている。

- OASIS の収集手順

国立中央図書館で推進されているインターネット上の価値あるオンラインデジタル資源の収集処理手順は、大きく 5 段階に分けることができる。1 段階は、収集対象デジタル資源の選定段階である。現在、オンラインデジタル資源は、選定指針によって収集チームが選定する方法と、各主題分野別専門家で構成するデジタル資源収集保存分科委員の推薦によって、収集するデジタル資源を選定している。2 段階では、1 段階で選定したデジタル資源について著作権処理と OASIS システムを使用したウェブ資源の収集、3 段階では、収集したデジタル資源の目録作業の段階でタイトル、URL、発行者、抄録などの基本ダブリンコア項目の入力と主題分類の付与を行う。4 段階では、主題専門家によって目録点検と修正、収集したウェブ資源の保存価値性の最終判断、5 段階では、保存処理の段階として収集したオンラインデジタル資源の保存ファイルフォーマットの変換、保存媒体選択と移動などの作業を行う。最後の 6 段階では、5 段階において保存されたオンラインデジタル資源のうち、著作権問題が解決された資源を利用者に提供するための準備を行う。

- OASIS 年度別資源収集統計

2004 年から収集を開始し、2007 年 4 月末現在 OASIS に収集保存されている資源の数は 174,167 件に上る。ウェブサイトは 2006 年に大量に収集された 5.31 地方選挙候補者サイトを含めて 30,987 件、個別デジタル資源は 143,180 件であり、平均的に月間 500 余のウェブサイトの資源を収集し保存しているという集計結果となった。参考までに、現在国立中央図書館で保有している総収集資源のサイズは、約 4 テラバイトの規模である。

(Number of Titles)

Type of Resources	2004	2005	2006	2007. 4	合計
Individual Digital Resource	42,861	45,280	42,958	11,081	143,180
Web Site	1,218	2,716	20,765	6,288	30,987
計	45,079	47,996	63,723	17,369	174,167

表 1. OASIS 資源収集統計

個別デジタル資源は、行政機関、公共機関、研究所、協会、個人などが生産した文書ファイルなどを対象に収集しており、ウェブサイト資源の場合は、新行政首都、選挙サイト、地域祝祭など、すべての主題分野のウェブサイトを網羅的に収集している。現在進行しているデジタル資料納本及び利用に関する法律が国立デジタル図書館開館に合わせて立法化

されれば、2010年までに、100万ウェブ資源のアーカイビングのために収集対象の領域を現在のウェブサイト、ウェブ文書中心から、動映像、イメージ、サウンドなどへ多様化する予定である。

- 収集対象資源の利用許諾同意

現在、図書館法にデジタル資料に関する納本規程がないために、国立中央図書館はウェブ資源収集時に、知的財産権者に対して、収集に必要な複製権と、収集後のサービスのための電送権許諾に関する同意書を送っている。収集保存に関する著作権同意と関連する統計を調べてみると、2005年度の著作権同意件数は発送機関1,002に対して同意機関209で、20%の同意率となっている。2006年度著作権同意件数は、発送機関650に対して112の機関が同意しており、同意率17%を記録している。デジタルアーカイビングについて理解が不足し、著作権者の著作権許諾に関する同意率が低下していることから、デジタルアーカイビングのような国家的事業に対する自発的寄与比率の拡大及び政府機関と主要機関の自発的参与が切実に求められる。国立中央図書館は、公益的目的で保存価値があり、消滅性が強い選挙関連サイト、祝祭サイトなどについては、同意書以前に収集保存を行っている。

4. 最後に

インターネットの急速な発展は、国内外で発行される資料の収集利用保存から資料のデジタル化とデジタル資料の収集利用に力点を置き、既にウェブ上のデジタル資料の体系的な収集利用保存に領域を広げている。韓国国立中央図書館は、ウェブアーカイビングの初期段階に入り不足している点が多く、激励とご協力をお願いしたい。最後に、電子情報の収集と保存管理において、韓国と日本の両図書館が深みのある業務交流を継続していくことを望むものである。